

地域防災計画の修正について（主な修正項目）

1. 災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正により、以下①～⑥について明記した。

①要配慮者、避難行動要支援者関係

- ・「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」への名称変更に伴い、「要配慮者」・「避難行動要支援者」に修正した。（台帳やガイドラインの名称等で「災害時要援護者」を引き続き使用する箇所も有り。）災害対応にあたる班名も「要援護者支援班」から「要配慮者支援班」に変更した。（総 1.1-2 他多数）
- ・災害時要援護者台帳及び災害時要援護者名簿見直しに伴い、避難行動要支援者名簿の作成に関する旨を明記した。（地 1.9-3）
- ・避難支援等関係者となる者について明記した。（地 1.9-3）
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲について明記した。（地 1.9-3）
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供に際して、情報漏えいを防止するための措置を講じる旨を明記した。（地 1.9-3）
- ・避難支援等関係者の安全確保に関する旨を明記した。（地 2.7-3）

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|-------------------------------|---|--|
| 総則 1.1-2 【基本的な考え方】 | ○要配慮者、女性などに配慮した計画づくりを進める。 | ○要援護者、女性など多様な避難者に配慮した計画づくりを進める。 |
| 地震 1.9-2～4 第2 避難行動要支援者への支援 | 第2 <u>避難行動要支援者</u> への支援 1. 基本的考え方 災害発生直後など一刻を争う事態では、行政機能も混乱し、支援体制が整うまでには時間を要することが想定されるため、 <u>発災時の避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援については、阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救出・救助された人の9割以上が、自助や共助であったように、自助・共助を基本とし、日頃からの近所づきあいの延長の地域における助け合いが重要・不可欠である。</u> そのため、被害を少しでも軽減するため、 <u>避難行動要支援者の安全確保対策については、自助・共助・公助の役割を明らかにするとともに、避難行動要支援者情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。</u> | 第4 <u>在宅の要援護者</u> への支援 1. 基本的考え方 災害発生直後など一刻を争う事態では、行政機能も混乱し支援体制が整うまでには時間を要することから、 <u>発災時の要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援については、自助・共助による地域における助け合いが重要・不可欠である。</u> そのため、被害を少しでも軽減するため、 <u>在宅の要援護者の安全確保対策については、自助・共助・公助の役割を明らかにするとともに、要援護者情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。</u> 2. <u>災害時要援護者台帳の作成</u> 市では、地域住民における <u>要援護者支援活動のバックアップ</u> と避難者のうち緊急入所が必要な人のリストアップなどを目的に、健康福祉局の所管業務 |

2. 避難行動要支援者名簿の作成

市では、地域住民における避難行動要支援者支援活動のバックアップと避難者のうち緊急入所が必要な人のリストアップなどを目的に、健康福祉局の所管業務遂行上のために収集した要配慮者情報から、以下の要件（船橋市避難行動要支援者名簿登載基準）の者を抽出して避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者の中から、手上げにより同意を得た者について、外部提供用の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者である市社会福祉協議会、消防団、警察へ、また、安心登録カード事業を通じ、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員へ情報提供を行う。（避難行動要支援者名簿の更新は適宜行うが、避難支援等関係者への情報提供は年に1回行う。）

一船橋市避難行動要支援者名簿登載基準一

在宅で暮らす次の者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない）

①65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯でかつ要支援1から要介護2の者

②要介護3以上の者

③身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫障害者を除く

④療育手帳所持者（A判定）

⑤精神保健福祉手帳所持者（1級）

⑥難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）

⑦小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）

⑧その他市長が認めた者

・①から⑦に該当しないが、相

遂行上のために収集した要援護者情報と安心登録カード事業で支援を必要としている方の情報を精査した災害時要援護者台帳を作成し、毎年更新する。

3. 災害時要援護者名簿の作成
市では、災害時要援護者台帳を基に手上げ事業を行い、災害時要援護者名簿を作成し、安心登録カード事業の仕組みによる安心登録カード登録者名簿により、地域での要援護者情報の把握・共有について進める。また、災害時要援護者名簿は毎年更新するものとし、安心登録カード登録者名簿との定期的な情報共有を行う。

また、情報開示については、本人の同意のもと、市（健康福祉局、危機管理課、消防局）のほか、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生・児童委員等に周知をする。

応の支援を必要とすると認められる者

・災害時要援護者名簿(旧制度)に登載されていた者で、①から⑦に該当しないが、引き続き避難行動要支援者名簿への登載を希望する者

なお、避難行動要支援者名簿情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出の防止等、情報管理の適切な措置を講ずる。さらに、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の提供を行う場合には、個人情報の取り扱いや避難支援等関係者個人に、災害対策基本法に基づく守秘義務が課されていること等の説明を十分行い、覚書を交わす等の措置を講ずる。

一避難行動要支援者名簿情報

二

①氏名

②生年月日

③性別

④住所又は居所

⑤電話番号その他連絡先

⑥避難支援等を必要とする理由(名簿に掲載する者の要件)

⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3. 安心登録カード事業の活用
市では、市社会福祉協議会の実施する安心登録カード事業の仕組みによる安心登録カード登録者名簿により、地域での避難行動要支援者を中心とした要配慮者の情報の把握・共有について進める。また、外部提供用の避難行動要支援者名簿との定期的な情報共有を行う。情報開示については、本人の同意のもと、市(健康福祉局、危機管理課、消防局)のほか、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・

| | | |
|--|--|--|
| | <p>児童委員等に周知をする。</p> <p><u>4. 個別計画の策定</u> 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、<u>安心登録カード事業を通じて、避難支援関係者と連携した個別計画の策定に努めていく。</u></p> <p><u>5. 消防団・警察の協力</u> 市は、平常時から避難支援等関係者である消防団・警察署に外部提供用の避難行動要支援者名簿を提供することにより、消防団・市内警察署は避難行動要支援者を事前に把握しておき、災害時には可能な限り避難支援等を行う。</p> | |
| <p>地震 2.7-3 第2 避難行動要支援者等の避難支援</p> | <p><u>要配慮者支援班（本部）は、小・中学校等の宿泊可能避難所以外の避難行動要支援者の避難状況を収容班と連携し、安否情報を整理する。</u></p> <p><u>なお、避難支援等関係者は自分自身及びその家族の安全確保を優先した上で、避難行動要支援者の支援にあたり、避難行動要支援者に対しては避難支援等関係者などによる避難支援が困難になる可能性があることを理解してもらう。</u></p> | <p><u>要援護者支援班（本部）は、小・中学校避難所以外の要援護者の避難状況を収容班と連携し、安否情報を整理する。</u></p> |

②地区防災計画関係（地 1.1 -5）

自助・共助による自発的な活動のために、地区ごとの地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進する旨を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|--|--|--|
| <p>地震 1.1-5 1. 自主防災組織の防災力向上</p> | <p>④ 中高層マンション等の防災対策の推進 ・・・</p> <p>⑤ <u>地区防災計画の策定の推進</u> <u>自助・共助による自発的な活動のために、地区ごとの地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進する。</u></p> | <p>④ 中高層マンション等の防災対策の推進 ・・・ 新たに記載</p> |

③指定緊急避難場所関係（地 1.5 -1、地 1.5 -2、地 1.5 -3）

洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、その際には避難することができない旨を看板等で明確にして指定緊急避難場所（指定緊急避難所）として指定する旨を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|----------------------------|---|---|
| 地震 1.5-1 第1 避難場所等の指定・整備 | (1) 整備基準 一時避難場所については、延焼火災などから一時的に身を守るために避難するための役割・機能を兼ね備えた施設となるよう整備を図っていく。 <u>洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、その際には避難することができない旨を看板等で明確にして指定緊急避難場所として指定する。</u> | (1) 整備基準 一時避難場所については、延焼火災などから一時的に身を守るために避難するための役割・機能を兼ね備えた施設となるよう整備を図っていく。 |

④緊急通行車両の通行の確保（地 2.5-3 、風 1.4 -5）

大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動等の災害応急対策に支障が生ずるおそれがあることから、道路管理者が放置車両対策等の強化を図る旨を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|-------------------------|---|---|
| 地震 2.5-4 第2 道路の交通規制等 | (5) 道路法に基づく道路管理者の行う交通規制 ・ ・ (6) 道路啓開等 <u>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の指示を行うものとする。また、運転者がいない等やむを得ない状況においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> | (5) 道路法に基づく道路管理者の行う交通規制 ・ ・ 新たに記載 |

⑤大雪警報等の情報伝達手段（風 1.4 -6）

大雪警報等の情報について市ホームページ、ふなばし災害情報メール、市公式ツイッター、フェイスブック及びふなばし減災プロジェクトウェブサイト等を用いて周知を行っていく旨を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|------------------------|---|------------------------------|
| 風水害 1.4-6 2. 雪害防止対策 | (3) 通信施設対策 ・ ・ ・ (4) <u>大雪警報等の情報伝達</u> <u>市は、住民や市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、市ホームページ、ふなばし災害情報メール、市公式ツイッター、フェイスブック及びふなばし減災プロジェクトウェブサイト</u> | (3) 通信施設対策 ・ ・ ・ 新たに記載 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 等を用いて伝達を行う。 | |
|--|-------------|--|

⑥雪害に関する防災関係機関相互の連携（風 1.4-6）

雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との情報交換や協定締結等について検討を行う旨を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|----------------------------|--|-------------------------------------|
| 風水害 1.4-6 2. 雪害防止 対策 | <p>(3) 通信施設対策 ・・・ (5) <u>防災関係機関相互の連携体制</u> <u>雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との情報交換や協定締結等について、必要に応じて検討を行う。</u></p> | <p>(3) 通信施設対策 ・・・ 新たに記載</p> |

2. 帰宅困難者対策の項目（節）を追加（地 2.20-1～4、風 2.20-1）

帰宅困難者対策の整備により「第20節帰宅困難者対策」として、新たに項目を追加した。

- 第1 船橋駅・西船橋駅周辺での帰宅困難者等の混乱防止対策
- 第2 帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機
- 第3 一般の事業者等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ
- 第4 帰宅困難者の徒歩による帰宅支援
- 第5 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|--------------------------------|--|--------------|
| 地震 2.20-1～4 第20節帰宅 困難者対策 | <p><u>第20節 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>第1 船橋駅・西船橋駅周辺での帰宅困難者等の混乱防止対策</u></p> <p><u>1. 市災害対策本部</u> <u>2. 鉄道事業者・大規模集客施設</u> <u>3. 帰宅困難者支援施設及び避難所</u> <u>4. 警察署</u> <u>5. その他の協議会構成機関</u></p> <p><u>第2 帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機</u> <u>学校等は、大地震が発生した場合には生徒・児童・園児の安全確保、保護に万全を期す。なお、保護者が帰宅困難者となって、保護者による生徒等の引き取りが困難な場合、あるいは生徒等の帰宅が困難な場合には、学校等施設に生徒等を一時待機させる。・・・</u></p> | <p>新たに記載</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p><u>第3 一般の事業者等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ</u></p> <p><u>1. 従業員等の施設内待機の協力等の呼びかけ</u> ・ ・</p> <p><u>2. 地域の被災者・復旧活動支援の参加協力の呼びかけ</u> ・ ・</p> <p><u>第4 帰宅困難者の徒歩による帰宅支援</u></p> <p><u>第2 教育班及び本部統括班は、ふなばし災害情報メール、市ホームページ、エリアメール、ツイッター、フェイスブック等を活用して、徒歩で帰宅しようとしている帰宅困難者に対して、道路状況、混雑状況などについての情報や、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」の表示のあるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等で沿道情報、水道水やトイレの提供が受けられることを情報提供する。</u></p> <p><u>第5 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送</u></p> <p><u>障害者、高齢者、妊婦等の要配慮者のうち自力での徒歩が困難な特別搬送者については、千葉県や関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。</u></p> | |
|--|--|--|

3. 水防本部設置前の体制を追加（風 2.1-3、風 2.1-6、風 2.1-7）

これまで、水防本部設置前の体制として一段階【水防準備体制（各課対応）】としていたが、水防本部設置前の体制として二段階【①各課対応、②水防準備体制】とし、配備基準を明確にした。

- ①各課対応として、気象注意報等（洪水注意報、高潮注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）発表の際に、各課で職員動員数を決定し、災害対応にあたる。
- ②水防準備体制として、気象警報等（洪水警報、高潮警報、暴風警報、大雨警報、記録的短時間降雨情報、大雪警報、水防警報）、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認めた時に、①各課対応から増員して災害対応にあたる。災害の状況に応じて、水防本部に移行できる体制としておく。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|----------------------------|---|-------|
| 風水害 2.1-6 第3 配備体制の検討・執行 | <p>表内に追加</p> <p>【水防準備体制】</p> <p>[配備時期の目安]</p> <p>1 次の予警報が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認めたとき。○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報</p> <p>2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認めたとき</p> <p>[配備体制]</p> <p>1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。</p> <p>2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。</p> | 新たに記載 |

4. 受援体制の明確化（地 2.1-26、地 2.1-35 他）

他市（各機関）に対して応援要請した際の応援職員等の受入体制、受入担当班を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|----------------------------|--|-------|
| 地震 2.1-35 第7 応援の要請・受援体制 | <p>第8 応援職員等の受入体制</p> <p>1. 応援職員等受入に関する役割</p> <p>（1）本部統括班 応援職員等の受入れの総合調整に関すること。</p> <p>（2）第2復旧支援班 応援職員等の食事の手配に関すること。但し、第2復旧支援班への応援職員等の人数の連絡は受入部署とする。</p> <p>（3）職員動員班 ①各部署から要求される応援職員等の必要人員数、具体的な職種、必要資格等の把握に関すること ②応援職員等の経費負担に関すること ③応援職員等の活動に必要な宿舍の確保に関すること</p> <p>（4）受入部署</p> | 新たに記載 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>①応援職員等の必要人員数、具体的な職種、必要資格等について本部統括班に要請すること</p> <p>②応援職員等の活動に必要な備品提供等の各種活動支援に関すること</p> | |
|--|---|--|

5. 石油コンビナート等特別防災区域の指定解除による変更（地 1.4-9 他）

平成26年10月1日付で、石油コンビナート等特別防災区域の京葉臨海北部地区における、船橋市内の日の出2丁目、栄町2丁目、西浦2丁目及び西浦3丁目の区域解除に伴い記述を修正した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>地震 1.4-9 第6 火災の防止</p> | <p>(3) 石油コンビナートの事故防止対策</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域の隣接地区として、<u>関係法令及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。</u></p> | <p>(3) 石油コンビナートの事故防止対策</p> <p>① 石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された臨海北部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、関係法令及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p>②石油コンビナートには、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵取扱されている。このため万一事故が発生すると、大災害に発展する危険性がある。</p> <p>過去に発生した石油コンビナート災害の事故原因については、1.管理不十分、2.確認不十分、3.不作為、4.地震等があげられる。</p> <p>県は、これらの危険性の増大に対処し、特定事業所が災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置及び防火設備資機材等の整備並びに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対</p> |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| | | 策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指導する。 |
|--|--|--------------------------------|

6. 水防活動従事者の安全配慮を追記（風 2.5-2）

水防法第7条第2項*に基づく水防活動に従事する者の安全確保の配慮について明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|--|---|--|
| 風水害 2.5-2 1. 市の体制及び活動内容 (2) 水防活動 | <p>② 消防団の活動 消防救急班は、消防団の活動を必要とする場合、消防団長にその旨を通知する。 通知を受けた消防団長は、各方面隊長及び分団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。</p> <p>③ 安全確保 <u>洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も水防活動従事者の安全を確保する。</u></p> | <p>② 消防団の活動 消防救急班は、消防団の活動を必要とする場合、消防団長にその旨を通知する。 通知を受けた消防団長は、各方面隊長及び分団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。</p> |

※水防法抜粋

第7条第2項：都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第33条4項：第七条第二項及び第三項の規定は、指定管理団体（市町村）の水防計画について準用する。

7. 土砂災害警戒情報が発表された際の対応を明記（風 2.2-5、風 2.6-1、2.6-2）

改正土砂災害防止法の成立により、土砂災害警戒情報が発表された際の情報伝達体制を整備し、危険箇所の周辺住民に対し周知、広報を行う旨を明記した。

①本部統括班（危機管理課）は、情報伝達体制の整備を進め、土砂災害警戒情報が発表された際には、危険箇所の周辺住民に対して避難勧告等を発令する旨を明記した。

②土砂災害警戒情報の発表等により、危険が予想される地域の消防団の待機、活動体制を明記した。

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|--------------------------------|--|---|
| 風水害 2.2-5 2. 土砂災害警戒情報の受領・伝達 | <p>県から通知された土砂災害警戒情報の受領及び伝達は、本部統括班*が担当する。本部統括班*は、情報を受領した場合には、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長、市長公室長及</p> | <p>県知事により発令された土砂災害警戒情報の受領及び伝達は、本部統括班*が担当する。本部統括班は、情報を受領した場合は、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長及び市長公室長</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達するとともに、周辺住民に対して避難勧告等を発令する。</p> <p>※各課対応時は危機管理課</p> | <p>に報告するとともに、関係各課長に伝達する。</p> <p>※各課対応時は危機管理課</p> |
| <p>風水害 2.6-1 2. 警戒 (1) 特に警戒すべき時期</p> | <p>①強い降雨が予想される場合 強い降雨を伴う台風等が接近・通過もしくは大雨警報(土砂災害)が発表され、気象情報によりさらに降雨が予想される場合には、避難所等を開設し、周辺住民に対し注意喚起(避難準備情報)を行う。</p> <p>②土砂災害警戒情報の発表 大雨警報発表中において、大雨による土砂災害の発生するおそれが高まった場合に、県と銚子地方気象台が共同で発表する。市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断した場合、避難勧告等で周辺住民に対し周知徹底するとともに、避難に対する即応体制を図るものとする。</p> | <p>新たに記載</p> |
| <p>風水害 2.6-2 2. 警戒 (2) 消防団の待機、活動について</p> | <p>(2) 消防団の待機、活動について 消防団の水防活動が必要と認められる場合、対象とする消防団員を自宅、または消防団機庫で待機を行う。</p> | <p>(2) 警戒員の配置 危険予想箇所に警戒員を配置し警戒にあたる。</p> |

8. 福祉避難所の追加(地 2.7-4、地 2.7-16)

船橋特別支援学校高根台校舎※、船橋特別支援学校金堀校舎を福祉避難所に指定する。

※船橋特別支援学校高根台校舎は、従前より一時避難場所・宿泊可能避難所の指定済み。(一時避難場所・宿泊可能避難所の指定は解除せず。)

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|---|---|---|
| <p>地震 2.7-16 4. 福祉避難所の開設及び緊急入所の実施</p> | <p>福祉避難所予定施設は、特別支援学校、公民館、老人福祉センター、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設等)、介護老人保健施設、障害者施設(入所支援施設)とする。緊急入所の受入施設は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設等)、介護老人保健施設、障害者施設(入所支援施設)とする。</p> | <p>福祉避難所予定施設は、公民館、老人福祉センター、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設等)、介護老人保健施設、障害者施設(入所支援施設)とする。緊急入所の受入施設は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設等)、介護老人保健施設、障害者施設(入所支援施設)と</p> |

| | | |
|--|---------------|-----|
| | (入所支援施設) とする。 | する。 |
|--|---------------|-----|

9. 降灰対策の項目(章)の追加(その他 1.1-1~1.3-5)

富士山の火山噴火による降灰対策の整備により、「第5部その他災害対策編第1章降灰対策編」として、新たに項目を追加した。

第1節 対策の考え方

第2節 予防対策

第3節 応急対策

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 |
|--|---|-------|
| その他 1.1-1 ~1.3-5 第5部その他 災害対策編 第1章降灰対 策編 | 第5部その他災害対策編 第1章降灰対策編 第1節 対策の考え方 第1 計画策定の主旨 近年は、火山活動が比較的静穏 な時期であったが、平成23年 3月11日に起きた東北地方 太平洋沖地震後の日本列島は、 今世紀中に大規模噴火など火 山災害の発生が懸念されてい る。・ ・ (序文のみ記載) | 新たに記載 |

10. 組織改正を反映(地 2.1-16~23 他)

平成27年4月及び10月の組織改正を反映し、関係部分を修正した。

- ① 財務課が解体されたことに伴い、第1教育班と第3調査班を統合し、第1教育班とした。
- ② 健康部から健康増進課、保健センター等の業務が保健所へ移管され、地域保健課及び健康づくり課が新設されたことに伴い、班構成及び分掌事務の修正をした。
- ③ 福祉サービス部の高齢者福祉課、介護保険課等が健康・高齢部に移管されたことに伴い班構成及び分掌事務の修正をし、第4要配慮者支援班を新設した。
等

【修正ページ箇所一覧】

| 概要 | ページ | |
|----------|-----|---|
| 軽微な語句の修正 | 総則 | 1.1-1、1.1-2、1.1-3、1.1-6、1.3-5、1.5-2 |
| | 地震 | 1.1-12、1.2-2、1.2-3、1.2-4、1.2-5、1.2-6、1.2-7、1.2-8、 1.3-1、1.3-4、1.3-9、1.4-1、1.4-2、1.5-1、1.5-2、1.5-3、 1.5-4、1.5-5、1.5-8、1.5-9、1.6-1、1.6-4、1.8-2、1.8-3、 1.8-4、1.9-2、1.9-4、1.9-5、1.10-2、1.10-3、2.1-1、2.1-3、 2.1-4、2.1-5、2.1-6、2.1-10、2.1-11、2.1-12、2.1-13、 2.1-18、2.1-19、2.1-23、2.1-24、2.1-25、2.2-5、2.2-6、 2.2-7、2.2-8、2.2-21、2.5-1、2.7-1、2.7-2、2.7-3、2.7-4、 |

| | | |
|---|-----|---|
| | | 2.7-10、2.7-11、2.7-16、2.7-20、2.7-21、2.8-1、2.8-2、2.8-3、2.8-4、2.8-5、2.8-6、2.9-2、2.9-3、2.9-4、2.11-4、2.11-6、2.11-7、2.11-8、2.12-3、2.12-6、2.14-10、2.14-11、2.14-12、2.16-1、3.3-13、4.1-2、4.2-1、4.3-1 |
| | 風水害 | 1.4-1、1.4-2、1.4-5、1.5-2、1.6-1、1.11-3、2.1-1、2.1-3、2.1-4、2.1-18、2.1-20、2.2-1、2.2-2、2.2-3、2.2-4、2.2-5、2.2-6、2.8-3 |
| | 資料 | 3-4、3-5、13-2、13-4、13-6、13-7、13-8、23-1、26-1、26-2、27-1、47-1、49-2 |
| 「要援護者」から「要配慮者」、「避難行動要支援者」へ名称変更や記述の修正等 | 総則 | 1.1-2、1.1-4、1.2-2 |
| | 地震 | 1.1-4、1.1-5、1.1-7、1.1-9、1.2-7、1.2-8、1.3-3、1.5-5、1.5-7、1.5-8、1.5-9、1.9-1～7、2.1-1、2.1-4、2.1-5、2.1-15、2.1-16、2.1-18、2.1-19、2.1-24、2.1-26、2.3-1、2.3-6、2.7-1、2.7-3、2.7-4、2.7-16、2.7-17、2.7-18、2.7-19、2.7-21、2.8-1、2.8-4、2.8-5、2.8-6、2.9-1、2.13-9、2.14-9、2.18-3、3.1-1、3.2-2、4.3-21、4.3-22、4.4-1 |
| | 風水害 | 1.5-2、1.5-4、1.5-5、1.10-1、2.1-1、2.1-20、2.1-22、2.3-3、2.8-1、2.8-2、2.8-3、 |
| | 事故 | 2.1-1、2.1-4、2.1-6、2.1-7、2.1-9、2.1-10、2.3-5、2.3-6 |
| | 資料 | 16-3 |
| 第2部のタイトルを「地震災害対策編」から「地震・津波災害対策編」へタイトル変更 | 総則 | 1.1-5 |
| | 地震 | 1.1-1 |
| 「船橋市業務継続計画」の図示を挿入 | 総則 | 1.1-7 |
| 自主防災組織にマンション管理組合を追加 | 総則 | 1.1-3 |
| 受援体制を追記 | 総則 | 1.1-4 |
| 地震災害時職員行動マニュアルの追記 | 総則 | 1.1-7 |
| 市の面積の修正 | 総則 | 1.3-1 |
| 助産師の協力について追記 | 総則 | 1.2-5 |
| | 地震 | 1.6-4、2.1-18、2.2-13、2.18-1、2.18-3、4.2-1、4.3-1 |
| | 風水害 | 1.6-1 |
| | 資料 | 13-3 |
| 新しいデータに更新 | 総則 | 1.2-4、1.2-5、1.3-5、1.6-1 |
| | 地震 | 1.1-3、1.3-2、1.7-1、2.3-9、2.11-4、3.3-4、4.1-1、4.1-2 |
| | 風水害 | 1.3-2、2.12-1 |
| | 資料 | 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-12、2-13、2-14、2-15、2-17、3-1、3-3、3-5、4-1、4-2、4-3、5-1、6-1、7-1、8-1、9-1、9-2、11-1、13-1、13-3、13-5、13-6、13-8、13-9、13-10、15-1、18-1、18-2、18-3、22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、27-7、27-8、29-1、32-1、43-3、44-2、46-1 |
| 組織名称変更（JCN 船橋習志野からジェイコム船橋習志野へ変更） | 総則 | 1.2-4 |
| | 地震 | 2.1-30、2.3-8、2.3-9 |
| | 資料 | 3-16 |
| 組織改正に伴う修正 | 地震 | 1.1-1、1.2-8、1.6-3、1.6-6、1.6-7、2.1-1、2.1-2、2.1-4、2.1-6、2.1-15、2.1-17、2.1-18、2.1-19、2.1-20、2.1-21、2.1-22、2.1-24、2.2-12、2.3-7、2.6-3、2.6-4、2.7-1、 |

| | | |
|---|-----|--|
| | | 2.7-3、2.7-13、2.7-14、2.8-1、2.8-5、2.8-6、2.9-1、2.9-2、2.14-9、2.14-10、2.15-6、2.18-2、2.18-3、3.1-1、3.3-2、4.2-1、4.3-1、 |
| | 風水害 | 1.1-1、1.6-1、1.6-2、2.1-1、2.1-2、2.1-8、2.1-16、2.1-17、2.1-18、2.1-20、2.8-3、 |
| | 事故 | 2.1-1、2.1-4、2.1-5、2.1-9、2.1-10、2.3-6 |
| | 資料 | 2-1、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、23-1、23-2、23-3、24-1、24-2 |
| 津波ハザードマップや津波避難計画に基づく津波への対策を追記 | 地震 | 1.1-2、1.4-1、1.4-3、1.5-4、2.2-6、2.2-7、2.7-1 |
| | 風水害 | 1.4-1 |
| | 資料 | 26-1 |
| ボランティア団体名の記載 | 地震 | 1.1-8 |
| ボランティアコーディネーターの表記の修正及び削除 | 地震 | 1.1-8、2.18-2 |
| 防災訓練の内容の追加 | 地震 | 1.1-9 |
| 情報の整理・分析手法に消防防災 GIS を追加 | 地震 | 1.2-3 |
| 「防災女性モニター」の意見の取り込む旨を追記 | 地震 | 1.2-4 |
| アナログ防災行政無線からデジタル防災行政無線への移行について記載 | 地震 | 1.2-5 |
| 「ふなばし安全・安心メール」から「ふなばし災害情報メール」へ変更 | 地震 | 1.2-7、2.1-14、2.3-1、2.3-7、 |
| | 風水害 | 2.1-19、2.3-1、2.3-4 |
| 広報手段（ふなばし減災プロジェクト、フェイスブック、エリアメール）を追記 | 地震 | 1.2-8、2.1-14、2.3-1、2.3-7 |
| | 風水害 | 2.1-19、2.1-23、2.3-1、2.3-2、2.3-4 |
| 窓ガラスの飛散防止の追記 | 地震 | 1.3-5 |
| ヘリコプター離発着場の表示の整備 | 地震 | 1.3-5、2.10-4 |
| 内容の重複した箇所を削除 | 地震 | 1.3-13 |
| 護岸、水門等について修正 | 地震 | 1.4-1、1.4-2、1.8-6 |
| | 風水害 | 1.4-1、1.4-2 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の記載、避難体制の確立の記載 | 地震 | 1.4-5 |
| 項目のページ修正 | 地震 | 1.4-6、1.4-7 |
| 石油コンビナート等特別防災区域の指定解除による削除 | 地震 | 1.4-9、4.3-5、 |
| | 事故 | 2.3-5、2.5-3、 |
| 排水栓を活用した初期消火活動について記載 | 地震 | 1.4-10 |
| 指定緊急避難場所（指定緊急避難所）の記載 | 地震 | 1.5-1、1.5-2、1.5-3 |
| | 資料 | 1-1、1-2、1-6、 |
| 避難所の防災機能の向上について追記 | 地震 | 1.5-3 |
| 避難行動要支援者名簿作成に伴う修正及び追記 | 地震 | 1.5-5、1.9-3、1.9-4、2.1-19、2.7-3、2.7-18、4.3-22 |
| | 風水害 | 1.5-2、2.8-3 |
| 避難所運営体制の整備に避難所運営委員会の設立を追記 | 地震 | 1.5-9 |
| 医療救護チームから応急救護所チームに名称統一、医療救護所から応急救護所に名称統一 | 地震 | 1.6-3、1.6-4、1.7-2、2.4-5、2.4-6、2.8-5 |
| 遺体の搜索収容等の作業から自衛隊を削除 | 地震 | 1.6-7、2.14-10 |
| 防災備蓄センター及び災害対策用自家用給油取扱所（北消防署小室出張所敷地内）の整備を | 地震 | 1.7-2、1.7-3、1.8-4、2.9-4、2.13-6、2.13-8 |
| | 風水害 | 1.7-1 |

| | | |
|---------------------------------|-----|---|
| 追記 | 資料 | 8-1 |
| 中央卸売市場から地方卸売市場に変更 | 地震 | 1.8-4、2.1-6、2.1-15、2.1-20、2.13-8、4.3-20 |
| | 風水害 | 2.1-20 |
| | 資料 | 1-5 |
| 要配慮者支援の個別計画の策定について記載 | 地震 | 1.9-7 |
| 外国人への対策について追記 | 地震 | 1.9-7 |
| 津田沼駅の帰宅困難者対策を追記 | 地震 | 1.10-2 |
| 帰宅困難者対策の内容一部修正 | 地震 | 1.10-2 |
| 海外等遠地地震による津波の体制について追記 | 地震 | 2.1-4、2.1-10、2.1-13 |
| 震度計に不具合があった際の基準を追記 | 地震 | 2.1-4、2.1-10 |
| 災害対策本部の設置場所に9階を追記 | 地震 | 2.1-13、2.1-25 |
| | 風水害 | 2.1-18 |
| 地震災害時職員行動マニュアル作成に伴う修正 | 地震 | 2.1-16、2.1-17、2.1-18、2.1-19、2.1-20、2.1-21、2.1-22、2.1-23 |
| 情報システムの点検・復旧について追記 | 地震 | 2.1-17、2.2-5 |
| 災害対策本部体制時の災害対策本部室の設置を追記 | 地震 | 2.1-24、2.1-25、2.1-26、2.2-1 |
| | 風水害 | 2.1-21 |
| 受援体制の明確化、応援要請発動の基準、応援職員の受入体制を追記 | 地震 | 2.1-16、2.1-17、2.1-26、2.1-32、2.1-35 |
| 通信手段として衛星携帯電話の追記 | 地震 | 2.1-29 |
| 自衛隊の災害派遣要請先への連絡先の修正 | 地震 | 2.1-31 |
| 通信手段として PHS の追記 | 地震 | 2.2-3、2.2-7、2.6-1、2.6-3、2.8-1、2.8-4、 |
| | 風水害 | 2.1-22 |
| 系統図の修正 | 地震 | 2.2-5 |
| | 風水害 | 2.2-1、2.2-4 |
| 情報伝達のメールを職員安否・参集確認メールに修正 | 地震 | 2.2-5 |
| 地震・津波警報及び情報等の種類の記述を修正 | 地震 | 2.2-6 |
| Lアラートについて追記 | 地震 | 2.2-7 |
| | 風水害 | 2.8-1 |
| 津波情報の連絡先に津波一時避難施設を追加 | 地震 | 2.2-7 |
| 情報収集の方法に消防防災システム (GIS) の追記 | 地震 | 2.2-9 |
| 市及び防災関係機関の調査分担の修正 | 地震 | 2.2-8、2.2-10 |
| | 風水害 | 2.1-17 |
| 災害対策本部への報告項目等の表の修正 | 地震 | 2.2-12 |
| 千葉県への連絡先の修正 | 地震 | 2.2-20 |
| 主な広報活動の内容に各種インフラの被害の発生状況を追加 | 地震 | 2.3-1 |
| 緊急通行車両の通行の確保 | 地震 | 2.5-3 |
| | 風水害 | 1.4-5 |
| 放課後子供教室について追記 | 地震 | 2.6-3 |
| 避難支援等関係者の安全確保に関する記述を追記 | 地震 | 2.7-3 |

| | | |
|---------------------------------------|-----|------------------------------------|
| 避難所における女性への配慮を追記 | 地震 | 2.7-15、2.7-17、2.7-19 |
| 港湾施設の確保、応急復旧の記述を修正 | 地震 | 2.10-3 |
| 福祉避難所の指定(船橋特別支援学校高根台校舎、船橋特別支援学校金堀校舎) | 地震 | 2.7-4、2.7-16 |
| | 資料 | 1-2、1-3 |
| 応急仮設住宅などの確保について修正 | 地震 | 2.12-3、2.12-4、2.12-5、2.12-6 |
| 防災用井戸新設により追加 | 地震 | 2.13-1 |
| | 資料 | 6-1 |
| 米穀の調達について修正 | 地震 | 2.13-5 |
| 障害物集積所の決定は、環境班が行う旨を記載 | 地震 | 2.14-2 |
| 危険物等の対策として、所有者が適正に処理する旨を記載 | 地震 | 2.14-4 |
| 仮設トイレの設置の流れを整理 | 地震 | 2.14-7 |
| 遺体検案の手順の修正 | 地震 | 2.14-12 |
| 応急保育の記載を修正 | 地震 | 2.15-5、2.15-6、 |
| 医療センターの災害時対応の流れを整理 | 地震 | 2.16-4、2.16-5、 |
| ボランティアセンターの開設場所(市総合教育センター、視聴覚センター)を記載 | 地震 | 2.18-2、2.18-3 |
| 帰宅困難者対策の節を追加 | 地震 | 2.20-1、2.20-2、2.20-3、2.20-4、 |
| | 風水害 | 2.20-1 |
| 災害相談窓口の関係班、相談項目の内容を整理 | 地震 | 3.3-1 |
| 大雪警報の情報伝達手段 | 風水害 | 1.4-6 |
| 雪害に関する防災関係機関相互の連携 | 風水害 | 1.4-6 |
| 土砂災害危険予想地域の避難連絡体制づくりについて追記 | 風水害 | 1.5-3 |
| 項目の順番の入れ替え | 風水害 | 1.6-2 |
| 旋風・突風・竜巻対策を第3部へ移設 | 風水害 | 1.11-1、1.11-2、1.11-3、1.11-4、2.21-1 |
| 応急活動体制の記述を一部修正 | 風水害 | 2.1-3 |
| 水防準備体制の事務分掌に課を追加 | 風水害 | 2.1-5 |
| 水防本部設置前で水防準備体制を追加 | 風水害 | 2.1-7 |
| | 資料 | 24-1、24-2 |
| 水防本部であっても被害が甚大の場合は災害対策本部体制に準じる旨追記 | 風水害 | 2.1-18 |
| 情報の伝達に危機管理監を追加 | 風水害 | 2.2-1、2.2-2、2.2-4、2.2-5 |
| 土砂災害の避難勧告等について追記 | 風水害 | 2.2-5、2.6-1、2.6-2、 |
| 防災気象情報の段階的な発表の表に市の対応及び大雨特別警報の項目を追記 | 風水害 | 2.2-5 |
| 雨量情報の収集に、県からのメール及び電話連絡を追記 | 風水害 | 2.2-6 |
| 水防活動に従事する者の安全確保の配慮を記載 | 風水害 | 2.5-2 |
| 適切な時間帯の避難勧告等について追記 | 風水害 | 2.8-1 |
| 海老川・江戸川の避難勧告等基準について、詳細追記 | 風水害 | 2.8-2 |
| 旋風・突風・竜巻対策を削除 | 事故 | 2.1-1 |
| 土砂災害危険箇所一覧を追加 | 資料 | 49-1 |